

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号 110 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等

提案団体

大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任ケアマネジャーと定め、当該要件に対する一定の経過措置期間として平成 33 年 3 月 31 日までの間と定めているが、経過措置期間を最低でも6年以上(平成 36 年 3 月 31 日)とすること。

具体的な支障事例

経過措置期間である平成 33 年 3 月末までに実務経験年数を満たせない者が最低 94 名いるため、主任研修を修了できないことを理由に、廃業を余儀なくされることが予想される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度が改正される以前から居宅介護支援事業所の管理者だった者が、制度の改正によって廃業されることなく管理者を行うことができる。

根拠法令等

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

滝沢市、秋田市、米沢市、福島県、石岡市、ひたちなか市、埼玉県、千葉県、八王子市、相模原市、石川県、長野県、田原市、伊丹市、奈良県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、北九州市、宮崎市、沖縄県

○平成 30 年 4 月の介護保険制度改正により居宅介護支援事業所の管理者要件が主任介護支援専門員に変更となったが、主任介護支援専門員以外を管理者として配置している事業所の経営が即座に困難となることが無いように、経過措置期間として引き続き主任介護支援専門員以外の者を管理者として置くことが可能な期間を 3 年と定められた。しかし、国のガイドラインにより主任介護支援専門員となるためには、5 年以上の実務経験がある者が、70 時間の研修を受講することが必要である。また、主任介護支援専門員資格を保有し続けるためには、5 年に一度、主任介護支援専門員更新研修(46 時間)の受講が必要である。都の主任介護支援専門員研修の開催は年 1 回、主任介護支援専門員更新研修の開催は年 2 回。本市の居宅介護支援事業所は 145 事業所(休止を除く)。居宅介護支援事業所で勤務する介護支援専門員は 450 名で、うち主任介護支援専門員は 70 名。管理者が主任介護支援専門員である事業所は 31 事業所のみで、主任介護支援専門員以外が管理者を務める事業所が半数以上となっている。現に主任介護支援専門員を管理者として置かない事業所が、事業所を継続するためには主任介護支援専門員研修の受講が必要となり、本市においては 100 名以上が主任介護

支援専門員研修を受講する必要がある。現在の主任介護支援専門員研修の開催状況では、3年間で必要数の育成が困難である。

○本市においても、主任ケアマネの資格要件である実務経験年数を満たせない者から居宅介護支援業務継続への不安の声が上がっている。

○本市の調査では、3年間の経過措置期間中に、事業所の管理者が主任介護支援専門員研修を受講できない事業所が45箇所ある。制度改正による事業所の廃業を避けるため、何らかの措置は必要だと考える。

○県内の居宅介護支援事業所1,883か所のうち管理者が主任介護支援専門員ではない事業所が997か所ある。当県が調査を行ったところ、経過措置期間(平成33年3月31日)までに、主任資格を得られず居宅介護支援事業所の廃業又は休止になってしまう事業所が20か所程度あることが見込まれる。

○(事業所から相談事例あり)居宅介護事業所のケアマネージャーが1人である事業所は、廃止又は休止せざるをえない。

○平成29年度介護支援専門員実務研修受講試験合格者が平成30年4月から居宅介護支援事業所を立ち上げ、管理者となった場合、現在の主任介護支援専門員の受講資格要件では、物理的に平成32年度末まで主任介護支援専門員研修は受講出来ない。実際に同内容の照会を受けている。本年度の主任研修においても、例年の2倍の申し込みがあり、現管理者優先の選考となってしまう。一定の経過措置期間の延長が必要と思われる。

○経過措置期間である平成33年3月末までに実務経験年数を満たすことができない介護支援専門員しかいない居宅介護支援事業所があるため、主任介護支援専門員研修を修了できないことを理由に、廃業を余儀なくされることが予想される。

○現在従事しているケアマネージャーが経過措置期間である平成33年3月末までに実務経験年数を満たせないため、新たに主任ケアマネージャーを雇用できない場合、廃業しないといけなかつ複数の事業所から問い合わせがあった。

○県で実施した調査では、平成33年3月末までに主任ケアマネを配置できず、休止・廃止を余儀なくされる事業所が4カ所あり、その中には町内唯一の居宅事業所も含まれる。人材不足の現状もあり、新たに雇用することも困難。

○経過措置期間である平成33年3月末までに、主任研修を修了できないことを理由として、居宅介護支援事業所の管理者の資格失効が生じ、事業所運営が困難になることが懸念される。

○本市の主任介護支援専門員の配置状況は、市内居宅介護支援事業所210事業所中、79事業所のみであり、配置率は約38%となっている。

主任介護支援専門員の未配置事業所が多数あることから、本市の居宅介護支援事業所においても、国が定める経過措置期間内に配置が困難な事業所が出てくることが想定される。

○国の「主任介護支援専門員研修実施要綱」において、介護支援専門員としての実務経験5年以上が受講要件とされているため、今回の制度改正前から管理者であった者でも3年の経過措置期間では主任介護支援専門員研修の受講要件を満たさない場合が想定される。

○市内37事業所(休止含む)の内、経過措置期間である平成33年3月末までに実務経験年数を満たせない者が想定されるため、主任研修を修了できないことを理由に、廃業を余儀なくされることが予想される。経過措置期間の延長には賛同する。

※管理者が主任介護支援専門員の資格有37事業所のうち14事業所(平成30年6月現在)

○本県では小規模な居宅介護支援事業所や1名の介護支援専門員が管理者を兼務している居宅介護支援事業所が多くあることから、管理者として主任介護支援専門員を配置できないことが想定される。また、居宅介護支援事業者からも経過措置期間の延長を望む意見が寄せられている。

○主任介護支援専門員研修の受講にあたって、実務経験年数が足りないがどうしたらよいかという問い合わせがあり、廃業を余儀なくされる事業所がでてくることが予想される。

○主任ケアマネージャーになるには、研修の受講が必要となるが、その対象者は実務経験が5年以上とされている。そのため、3年の経過措置期間では研修を受講できない可能性があり、サービス提供への影響が予想されるため、経過措置期間の延長が必要。

○同様の支障事例の懸念はされる。対象事業所においては、主任介護支援専門員研修受講等が優先的に行われる等の配慮も必要であると考えられる。

○介護支援専門員が1名しかいない事業所では、主任介護支援専門員に必要な5年間の実務経験年数を満たせない場合は廃業を余儀なくされることから、経過措置期間の延長を求める。

○経過措置期間である平成33年3月末までに実務経験年数を満たせない者がおり、主任研修を修了できないことを理由に、廃業を余儀なくされることが予想される。